

◇この議事速報（未定稿）は、正規の会議録が発行されるまでの間、審議の参考に供するための未定稿版で、一般への公開用ではありません。
 ◇後刻速記録を調査して処置することとされた発言、理事会で協議することとされた発言等は、原発言のまま掲載しています。
 ◇今後、訂正、削除が行われる場合がありますので、審議の際の引用に当たっては正規の会議録と受け取られることのないようお願いいたします。

○義家委員長 質疑の申出がございますので、順次これを許します。階猛君。

○階委員 おはようございます。立憲民主党の階猛です。

本日は、法務・検察行政に関し、昨年来様々な問題が起きた異常事態を受けて、通常より長い時間をかけて集中的な一般的質疑を行うことになりました。

私からは、公選法違反事件で起訴猶予となった菅原一秀元経産大臣と、河井元法務大臣夫妻から買収資金を受け取ったにもかかわらず処分未了となつている地方議員らへの検察の対応について伺つていきたいと思ひます。

通告の順に沿って伺つていきたいと思ひますが、一つ目の質問は、先ほど確認したところ、最高裁でまだ調査中ということでしたので、時間の関係で今日は割愛します。

そこで、菅原氏の件なんですすが、菅原元経産大臣が選挙区内の有権者に香典や生花を贈った公選

法違反事件に関する検察の起訴猶予の不起訴処分について、国民からくじ引で選ばれたメンバーから成る検察審査会が三月十二日に起訴相当の議決を行いました。これにより、検察は再捜査の義務を負い、仮にまた起訴しなければ検察審査会が強制起訴ということもあり得るわけです。

昨年の暮れには、黒川元東京高検検事長の賭けマージャン事件に関する検察の起訴猶予処分についても起訴相当の議決が検察審査会によって行われました。検察の権力者や身内に対する事件処理が一般国民から信頼されていないことが浮き彫りになっていふと思ひます。

加えて、菅原氏の件では、起訴相当の議決と同時に申立て却下の議決も行つております。ちよつと複雑なので説明しますけれども、資料のページ目、御覧になってください。検察審査会法の条文、挙げております。この二条二項で、告発をした者の申立てがあるときは、検察審査会が検察の起訴猶予も含めた不起訴処分を審査しなくてはならないというふうに書かれております。

ところで、本件の申立人は告発はしたのですが、検察が告発状を受理しなかったため、この「告発をした者」という文言に当たらないということから、先ほど言った申立て却下の議決も同時に行つていふわけです。

ただ、これだと門前払いになってしまふということ、検察審査会の方では、二条の三項という条文に基づいて、職権で議決を行つて、こちらの方で起訴相当という議決をしたわけです。ところで、検察が告発状を受理しなかった場合

には「告発をした者」に当たらないという解釈は、この条文の文言、「告発をした者」というふうに書かれておりまして、受理するかどうかは特にこだわりがないわけです。また、検察審査会の審査対象を今のような解釈では狭めることになつてしまひます。国民による検察権力の監視という検察審査会の制度趣旨にもそぐわないと思ひます。

法務大臣に伺ひます。検察審査会法、この二条二項の「告発をした者」の解釈として、これまでの解釈、これでいいのかということについて見解を求めます。

○上川国務大臣 お尋ねの件でございますが、個別事件における検察審査会の議決、また捜査機関の活動内容に関わる事柄でございます。法務大臣としてお答えすることにつきましては差し控えさせていただきます。

○階委員 個別事件じゃなくて、法解釈、文言の解釈を聞いています。二条二項に言う「告発をした者」、これは「告発をした者」と単に書かれていふだけですが、運用上、解釈上、告発が受理されなければこの「告発をした者」に当たらないというふうな解釈がされているわけです。

これは、先ほど言ったとおり、検察審査会の制度趣旨にも反するし、この文言にも必ずしもそぐわないのではないかと思つております。検察審査会法を所管する大臣として、有権解釈を示してくださいということを行つていふわけです。「告発をした者」というのは、その中には告発を受理されなかった者も含まれるか含まれないか、この点について明確にお答えください。

○上川国務大臣 ただいま委員からのお尋ねでございますが、結局のところ、個別事件における檢察審査会の議決、また、御指摘の檢察審査会法の二条二項に関する捜査機関の活動内容を前提としておりますので、一般論として前置きをしたとしても、法務省におきまして当該事件における檢察審査会の議決を評価したとの誤解を招き、独立して職権を行う檢察審査会の判断に影響を及ぼそうとしているのではないかなどといった疑念を生じさせることもなかりかねないということでございます。まして、お尋ねにしましては、お答えを差し控えざるを得ないということについて理解をいただきたいと思えます。（階委員「委員長、止めてください。ちよつと今のは違います。止めてください」と呼ぶ）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

それでは、まずは川原刑事局長、お願いいたします。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

檢察審査会法二条二項は、檢察審査会は、告発をした者の申立てがあるときは、前項第一号の審査を行わなければならないと規定しているところでございます。それ以上のことに關しましては、今ほど大臣からも御答弁申し上げているところでございますが、階委員のお尋ねは、誠に申し訳ございませんが、まさに個別事件におけるこの条項をめぐる檢察審査会の議決の内容や捜査機関の活動内容に關する事柄でございますので、法務省と

してお答えできるのは今お答え申し上げた限度であることを御理解いただきたいと思えます。（階委員「違うよ、全然違う。一般論ですよ、文言の解釈を聞いているんだから。ちよつと止めてくださいよ、おかしいですよ。止めてください。」と呼ぶ）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

法務省、個別の事案と切り離して、この法律の解釈について一般論としての答弁をお願いいたします。川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

繰り返してございますが、この檢察審査会法二条二項に「告発をした者」と書いてございます。これにつきまして、私どもが承知しているところ、裁判所による判断を示されたところではございませんので、一方、これは、階委員が御指摘のような、檢察審査会では具体的事件について今回議決があるようなところがございますので、法務省として、最高裁の判例その他があるのでしたら、こういつた解釈……

○義家委員長 今回のものと全く切り離して、法律の一般論としての解釈について答弁ください。

○川原政府参考人 一般論としてでございます。

これは、最終的には、檢察審査会というのは、先ほどから階委員御指摘のように公訴を提起する権限を持っておりまして、檢察審査会の手続というものは、後々それによって公訴が提起されました場合には、公訴提起の適法性に関わるもので、

最終的に裁判所による判断を仰がなければいけないものでございます。

そういったことを前提としまして、現在私どもが申し上げますのは、ここについて裁判所による確たる解釈がないところでございますので、私どもとしては、条文にこう書いてございますということをお申し上げざるを得ないところでございます。（階委員「おかしいよ、これ。駄目、駄目」と呼ぶ）

○義家委員長 それでは、階猛君、改めて御質問をお願いいたします。

○階委員 いや、だから、これは三ページを見てくださいよ、三ページの真ん中あたりに下線を引いていますけれども、「檢察審査会が、檢察審査会法二条二項の「告発をした者」の法律解釈につき判断する権限までは有しないと解される。」と。檢察審査会も困っているんですよ。だから、法律を所管する皆さんのところで有権解釈を示してくださいと言っているわけですよ。当たり前じゃないですか。何こんなことで時間を取っているんですか。お答えください。

止めてください。止めてください。

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

檢察審査会法は、確かに、法務省、特に刑事局で所管している法律でございます。ただ、私どもとして、刑事手続に係る法律でございますので、最

終的には刑事手続の中で裁判所が判断を示すことを予定されているものにつきまして、裁判所がどのように判例を出しているとか、そういったことはお答えいたしますが、そういったものにはないものについて、法務当局としてこうであるという形の解釈を示すことは適当でないと考えております。（発言する者あり）

○義家委員長 速記を止めてください。

〔速記中止〕

○義家委員長 速記を起こしてください。

川原刑事局長。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

再三のお尋ねでございますので、先ほど来申し上げていますように、最高裁判所、その他の裁判所による判断が示されていないことを前提に私どもとしてあえて申し上げますと、要件を満たしている告発には受理義務があると解されていることからすれば、告発が受理されなかった場合には、告発状などと題する書面を提出していたとしても、それだけでは適法な告発があったとは認められない以上、檢察審査会の申立て権者である「告発した者」には、そういった受理されていない場合には含まれないものと考えます。

○階委員 それを最初から言えはいじやないですか。何、時間を取っているんですか。国会の審議を妨害しないでくださいよ。

いいですか。ようやく明らかになりましたけれども、「告発をした者」については、受理されていない人は含まれないということなんです。これの解釈でいいのかどうかということについて議

論をしていきたいと思えます。

もう一つ確認しておきたいことがあるんですが、二ページ目、三ページ目に議決の要旨をつけておられますけれども、その二ページ目の議決の理由の冒頭のところで、檢察審査会の要請にもかかわらず、檢察が当該事件の不起訴記録の提出を拒んだということが記載されています。

これも一般論としてお尋ねしますけれども、檢察審査会から資料要求がなされて、それを拒否することは、檢察審査会法三十五条、これは一ペーシ目の条文、書いておりますけれども、「檢察官は、檢察審査会の要求があるときは、審査に必要な資料を提出し、又は会議に出席して意見を述べなければならぬ。」という条文があります。檢察審査会の資料要求の拒否は、この条文に照らして問題なのではないかと思っておりますけれども、法務大臣、いかがでしょうか。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

まず最初に、大変申し訳ありませんが、本件の事案を前提としたお尋ねについてはお答えを差し控えざるを得ないところがございます。

その上で、あくまでも一般論であるということでお答えを申し上げますと、階委員御指摘のように、檢察審査会法は、檢察官は審査に必要な資料を提出しなければならぬとなっておりますので、審査に必要な資料の提出を義務づけられておりますことから、審査に必要な資料の提出を拒むことはできないだろうと一般論としては解釈されるるところでございます。

○階委員 いや、だから、檢察審査会は、審査に

必要だから資料の提出を要求しているわけですよ。皆さんが必要かどうかを判断する立場じやないんじゃないですか。その点、どうですか。

○川原政府参考人 今、階議員、やはり今回の議決を前提にお尋ねになっておりますので、今回の檢察審査会のやり取りの中で何が必要かどうかということについての意見の相違ということになりますと、これは、具体的な審査手続あるいは議決を前提として、また捜査機関の活動内容に関わることでありますので、そこはお答えを差し控えたいと存じます。

○階委員 これも単純な法解釈の話ですよ。

檢察審査会の要求があるときは審査に必要な資料を提出しなくてはならないという三十五条の条文に照らして、檢察審査会の要求があったにもかかわらず不起訴処分記録を提出しなかったと先ほどの議決の要旨には書かれています。こういう提出を拒むということが三十五条に照らしてどうなのか、これは一般論としてですよ、聞いておりますので、お答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。

檢察審査会法三十五条では、繰り返しでございますが、審査に必要な資料ということでございまして、あとは、その具体的な審査手続の中で何が必要かということについて檢察審査会が判断をされ、これも一般論でございますが、檢察官としては、それに対して意見を述べることが当然許されることだと思います。

○階委員 意見を述べているだけじゃなくて拒んでいるじゃないですか。拒むことができるとはど

こにも書いていないでしょう。なぜ拒むことができるんですか、この三十五条に照らして。

それから、必要性の判断は検察審査会がするというふうにおっしゃいましたよね。検察審査会は必要だから提出を求めているんですよ。そうしたら、三十五条で提出しなくちゃいけないじゃないですか。そうじゃないんですか。一般論としてお尋ねします。

○川原政府参考人 繰り返してございますが、何が必要かということは、結局は、具体的な事件を前提にして検察審査会が判断する部分と、それから、検察官として、検察官の判断によって意見を述べる部分があるので、それについて、更に検察審査会としてどういった対応を取られて、また、更に検察官はどういった対応を取るかということに関しては、これ以上の具体的な審査手続の中におけるやり取りになりますので、お答えは差し控えたいと思います。（階委員「答えていない。拒めるかどうかということを知っているのに、答えていない」と呼ぶ）

○義家委員長 階委員におかれても、個別の事件の資料を提示しながら質問して、その後、一般論というふうに分けているので、一般論であれば一般論として、個別の資料ではなくて質問をお願いいたします。

○階委員 三十五条の解釈を一般論としてお尋ねしますけれども、検察審査会が必要があると考えて資料提出を求めたのに対して、検察は資料提出を拒むということが可能なかどうか、お答えください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

今の御質問の点でございますが、これも裁判所による解釈が示されたことなどがございませぬので、私も、法を所管していると申し上げますが、この三十五条は「審査に必要な資料を提出し、」でございまして、その必要などの、結局、判断、何が必要かという具体的事件を前提にした判断のところでございまして、この条文から導かれるのは、必要な資料の提出を拒むことはできないということでございます。必要部分はどこまでかというのにも具体的事案において判断されるべきことになると思います。

○階委員 なぜこんなところで時間を取られなくちゃいけないんですか。おかしいでしょう。審査に必要なかどうか検察審査会が判断すると、さっきおっしゃったじゃないですか。その上で提出を求めているわけだから、三十五条からすると拒めないと私は考えるんですけれども、拒めるんですか。一般論としてお答えください。

○川原政府参考人 お答え申し上げます。まず、私は先ほど、検察審査会が必要かどうか判断してというのは、求める検察審査会として一次的にこの資料は必要であると判断して、検察官に求めるものでございます。その上で、検察官においては、当該事件を前提にして、検察審査会がお求めがあった資料が、その必要な資料、この条文に該当するかどうかを判断して、該当すると判断した場合には、それを拒むことができますが……（階委員「必要性の判断権があるということ

ね、じゃ」と呼ぶ）それは……（階委員「さつきと答弁が違っているよ、食い違っている」と呼ぶ）いやいや、私……

○義家委員長 続けてください。

○川原政府参考人 先ほど申し上げましたが、一次的、まず検察審査会が必要と求めて求め、検察官はその必要性について判断して検察審査会に意見を申し上げるということで、最終的に必要な部分については出さなければいけないということになります。何が必要かというのは、あとは具体的事件の中で決まってくるものでございまして、繰り返しますが、階委員は、今回の検察審査会の手続で必要なものを出さなかったんじゃないかというふうにおっしゃっているように聞こえますが、繰り返して私でもお答えできますのが、必要な資料は出さなけりやならない、ただ、その必要性は具体的事件の中で決まってくるものであるということでございます。

○階委員 刑事局長、さつきと答弁が食い違っていますよ。さつき、必要性の判断は検察審査会がすると明確におっしゃったじゃないですか。今の話だと、検察が必要性の判断に介入できるようなことですよ。全然違いますよ。

これはちよっと、今の答弁は問題だと思いますよ。さつきの、虚偽答弁じゃないですか。（発言する者あり）誤認か。まあ、ちよっとこれは問題です。

これは後で取扱いを、委員長、理事会で協議させていただきます。

○義家委員長 後刻、理事会で協議いたします。

○階委員 こういうやり取りで時間をどんどん浪費されるので、私たちも国会としての行政監視機能が果たせないわけですよ。この問題に限ったことじゃないんですけどもね。

それで、法務大臣に伺いたいと思います。

この議決の要旨、通し番号でいうと三ページ目ですけれども、結局、不受理になった理由は、形式的なものだというのは、四ページ目にその通知がつけられておりますので、後で御覧になってください。

そういった今までのようなことを考慮して、この三ページ目の上から三行目のところで、檢察審査会は何と言っているか。「返戻理由が形式的であるにもかかわらず、審査申立人が告発状を提出してから、東京地方検察庁が告発状を返戻するまで相当期間経過していること、告発状の返戻から約二週間後には、東京地方検察庁検察官が不起訴処分としたこと、不起訴処分記録が提出されていないことなど、一連の東京地方検察庁の対応には疑問を抱かざるを得ない。」ということです。

先ほど三十五条の議論をしましたけれども、現に檢察審査会は、提出されなかったのは疑問だというふうに言っているわけですよ。告発状の不受理も、形式的なのに、半年以上かかって返事が返っているということですよ。しかも、この不受理の通知から二週間後には檢察が不起訴処分にしていきますが、不起訴処分にしたことよって、普通であれば告発人は審査会に申立てができるんですけども、さっき言ったように不受理になっているので、申立てもできないということなんです。

というようなことで、結局、皆さんの扱いというのは、檢察審査会を骨抜きにしようとしているんじゃないんですよ。こんなことが一般的に行われるとすれば、民主的に檢察を監視するという檢察審査会の機能が果たされなくなってしまうんですね。この点について、大臣、正していただかせませんか。よろしく願います。

○上川国務大臣 檢察審査会の役割につきまして、今委員からのお尋ねでございますが、檢察審査会法、この条文にのっとりまして適正に運用していくということは大事であるというふうに考えております。

○階委員 具体的にどうやっていくかということが大臣から示されないもので、私から二つ提言します。

まず第一に、檢察当局に対しては、告発の受理を不当に拒んだり、あるいは受理を引き延ばしたりしないよう指示していただきたい。

それから、今日は配付しておりませんが、同時になされた職権に基づく方の議決、これは起訴相当となっておりますけれども、この起訴相当の議決の最後のところに、被疑事実の中には、既に時効が完成したものもあり、順次公訴時効期間が満了するため、速やかに公訴提起すべきであるというふうに書かれています。このことを檢察に徹底してほしい。

以上二点について、具体策を提言しました。大臣、いかがでしょうか。

○上川国務大臣 法律は運用が極めて大事であるというふうに思っております。檢察審査会法、し

っかりとこの条文にのっとり対応していくという、適正な対応ということが必要であろうかというふうに思っております。

委員から今二つの御提言がございましたけれども、あくまで、適正な運用というところについては、檢察の方がしっかりと判断すべきことというふうに考えます。

○階委員 大臣、檢察庁法で、大臣には一般的指揮権がありますよ。檢察審査会法を所管しているのも法務省です。檢察審査会法を所管している立場として、その趣旨を没却しかねないような今のやり方についてはきちんと正していく、それが法務大臣の責任ですよ。今言った二つのことを徹底してください、お願いします。

○上川国務大臣 この檢察審査会法そのものの適正な運用については、これは絶えず適正な運用になるように図っていかなければいけないことだというふうに思います。

ただいま委員から二つの御提案がございました。その意見につきましては、参考にさせていただきますと存じます。

○階委員 それでは、もう一つの河井事件の方、時間が大分押してきましたので、急ぎたいと思います。

まず、刑事局長に事実関係を確認しますけれども、河井案里氏が有罪判決、確定していますけれども、買収資金を受け取った被買収者については、まだ処分が未了になっていると思います。この被買収者についても、ある人から告発状が提出されて受理されたということを告発された人が公表し

ていますけれども、これは真実かどうかお答えください。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

お尋ねは、具体的事件につきまして捜査機関である検察官が告発状を受理したか否かということでございますので、捜査機関の活動内容に関する事柄であり、大変申し訳ございませんが、お答えは差し控えたいと存じます。

○階委員 そういうときに個別事件という言葉は使うものなんですよ。

それと、もう一つ。告発状は、これも昨年八月に提出されたものです。告発人が再三にわたり受理を要請したにもかかわらず、回答がなかったというんです。ただ、案里氏の有罪判決と克行氏の公判、まだ続いていますけれども、証人尋問が終了したということで、最近になって、実は昨年中に受理し、今捜査中ですという回答があったそうです。

受理した旨を最近まで告発人に伝えなかった理由は何かということをお尋ねしようと思っただけですが、どうせ答えは見えていますので、しません皆さんのやり口はもう全部分かっています。

そこで、選挙買収事件で、買収者側だけを起訴し、被買収者側の刑事処分を行わなかった事例についてお聞きします。過去にそのような事例はあるのでしょうか。

○川原政府参考人 お答えを申し上げます。

御指摘のような観点から網羅的、統計的に事案を把握しておりませんので、お答えすることは難しいということをお聞きしたいと思います。

○階委員 以前に別なところで聞いたところ、国会議員が買収罪で起訴された事例において被買収者がどのように処分されたかということについて、

被買収者について、懲役一年六月、五年間執行猶予、追徴金二百万円の判決が五人についてなされた例であるとか、あるいは、被買収者七名について、懲役一年、五年間執行猶予、あるいは懲役一年六月、五年間執行猶予の判決があった事例はあるそうなんです。この人たちとの平等性を図る意味でも、いつまでも処分保留というわけにはいかないと思うんですね。

更に言うと、一般論として、買収者側の有罪判決が確定して、被買収の事実が告発され、検察が受理しているにもかかわらず、被買収者側の刑事処分が未了という事態が起きているということは極めて、今回特に問題だと思っています。

五ページ目、御覧になってください。これは、公職選挙法の条文を掲げさせておきます。

まず右からいきますけれども、二百二十一条で、被買収者には、三年以下の懲役若しくは禁錮又は五十万円以下の罰金。加えて、二百五十二条、こういう場合は公民権停止となりまして、原則五年間、選挙権と被選挙権を失います。その場合、百三十七条の三で選挙運動も禁止されます。そして、これに違反すると、二百三十九条により、一年以下の禁錮又は三十万円以下の罰金です。また、被買収者が現職の地方議員の場合は、別途、地方自治法百二十七条により失職します。

このような厳しい処分、制裁を行うことで、民主主義の根幹である選挙が公明正大に行われるよ

うにしているわけです。にもかかわらず、選挙買収で今後公民権停止となる可能性がある人物の刑事処分を先送りすることで、その人物が、従前の議員等の地位を保持したまま、やり直し選挙を含めて、選挙運動に関することを容認することになります。選挙犯罪人の公民権を停止し、選挙運動も禁止するという、先ほど言った公職選挙法の趣旨との関係で非常に問題だと思いますが、最後に、大臣、この点について見解をお尋ねします。

○上川国務大臣 お尋ねの公民権停止や公職選挙法の趣旨に関することの御質問でございますが、法務省の所管ではございませんのでお答えし兼ねるところでございますが、あえて一般論として申し上げるところでございますけれども、公職選挙法の百三十七条の三は、選挙権及び被選挙権を有しない者は、選挙運動をすることができないと規定をしているところでございます。

御指摘で、念頭に置かれている案件の処理についてお尋ねということでございまして、捜査機関の活動内容に関わる事柄であるため、お答えすることにつきましては差し控えさせていただきますというふうに存じます。

○階委員 これは、単に法律の運用というだけじゃなくて、法の下の平等とか公明正大な選挙の確保という憲法上の問題でもあるんですよ。

法務大臣として速やかに刑事処分を行うように検察当局を指揮すべきだと、それぐらい重要な案件だと思えますよ。そういう問題意識はあるんでしょうか。この点だけお尋ねします。

○義家委員長 申合せの時間が既に来ております

ので……（階委員「一言お願いします」と呼ぶ）大臣、簡潔に一言お願いいたします。

○上川国務大臣 たいま委員の方から、個別案件ということで、指揮権に関わる文言が、お言葉がございました。

それ自体が検察の活動に重大な影響を与えかねないものであるということで、お答えにつきましては差し控えさせていただきたいと存じます。

○階委員 質問時間が来ましたので終わりますが、ちよつと今のやり取り、非常に私にとっては遺憾なものでございました。

刑事局長、個別事件ということで一般論を聞いているにごまかさないください、時間の無駄ですということを申し上げまして、質問を終わります。

ありがとうございました。